

広報うえだ

平成5年

2/16

No. 1121

発行/上田市 編集/秘書課(毎月1日・16日) 〒386 上田市大手1-11-16 ☎4100 印刷/田辺印刷株

伝統を守る

(35)

上田紬 染めと織り

■星野五郎さん(64歳・川辺町)

素朴さの中に独特の風合いが楽しめる上田紬は、くず繭からひいた紬糸で手織りにかけられます。すでに江戸時代には、その名は「上田縞」として全国に通っていました。

三好町の星野紬工房。近くを歩いていると、思いがけずトントン、トントンと機織りの音が響き、足が止まります。この音、正確には緯糸を織り込むのに使う道具・箆おきが打ち込まれる音。懐かしい音に、なぜか一時代前に戻っ

たようなのびやかな気持ちになります。

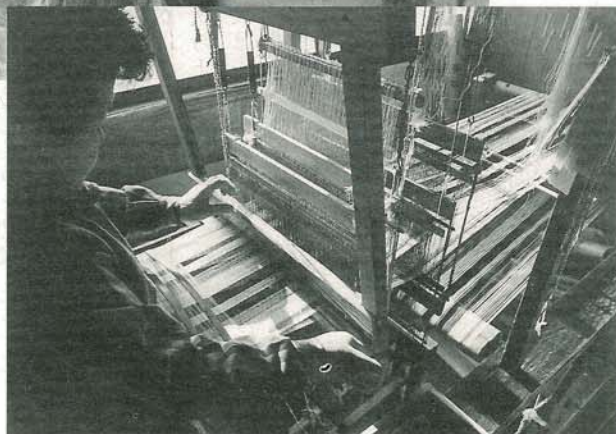
同工房は桐生(群馬県)で家業としていた先代が、大正八、九年ごろ上田に織物指導のために来られたとか。今でも一連の技術を継承し、糸の染色は星野さんが、機織りは奥さんの幸子さんと妹さんが受け持ちます。手織りの紬糸を主体に四十年以上続けているのが特色で、「県下で模様のついた手織りの紬はうちだけ」と星野さん。紬は着地が厚いので夏は着れませんが「紬

なら春先から秋遅くまで着れ、利用範囲が広い」と。

もうもうと湯気の上っている染色釜に、手際よく絹糸を浸しては上げる星野さん。その手元には熟練の技と自信がみなぎり、色鮮やかな染め上がりとなって現われました。



↑「最近では草木染めが出るようになったね」と星野さん
➡緻密な仕事及要求される機織り。
一反で4~5日を要する



お知らせ号

(再生紙を使用しています)

下堀で力強く 「鳳翔の杭」

—設計協議 全地区で終了—

市政トピックス



北陸新幹線下堀地区の設計協議が終わり、一月二十七日、設計協議確認書の調印式が下堀の西沖地籍で関係者八十人が出席して行われました。調印式には、永野市長、下堀地区新幹線対策委員長、鉄道建設公団側から四人が確認書にそれぞれ調印しました。写真上。これにより、用地幅決定のための設計協議はこの下堀地区を最後に市内全地区で終了したことになります。今後は用地買収交渉が本格化します。



引き続き、同地籍で用地幅くい打ち式が行われ、「下堀地区鳳翔の杭」を永野市長、地権者代表ら十人が力強く打ち込んでいました。写真左。

～中国から水上さん～

日本に永住の地を

一月二十五日、中国残留日本人孤児・水上まり江さん（54歳）と、その家族らが日本への永住帰国のため、永野市長に表敬訪問をしました。一家（四人）は今後、中之条に住む予定です。



櫓門、基礎工事進む！

上田城跡公園内・南北の櫓の間に造られる櫓門の工事が始められています。現在は基礎工事の配筋工事が終わった段階です。3月ごろに柱が立ち、7月初めごろに屋根が架かる予定です。完成予定は平成6年3月。

親切な厚意にお礼を

一月中旬のある日。わたしは、土木工事をしている夫が疲れて、身も心もぼろ布のようになって帰宅するだろうと想像していました。こんな日に夕食のおかずの買い物はさせられないと思い、盲導犬といっしょに買い物へ出かけましたが、スーパの前で立ち止まって考えていました。夫は一度行った場所はどこにでも間違いないで連れて行ってくれます。しかしスーパでの買い物は、夫がいくら賢いといっても値段を見たり、品定めは不可能です。わたしは困って思案に暮れていました。

そのとき、通りがかりの婦人が「なにかお困りですか」と声をかけてくれました。わたしは買い物をしたと思ったところ、夫は値段が読めないからどうしようかと思っていたことを話しました。ご婦人は「わたしでよければ、いっしょに買い物のお手伝いをしますよ」と。わたしはそのご厚意に助けられ、無事に買い物をして帰りました。





市の動き

1月

- 1日 元旦年賀状出発式（上田郵便局）
- 5日 官公庁懇話会
- 6日 中央官庁あいさつ回り（東京、～8日）
- 8日 北陸新幹線用地北天神町地区調印式
- 9日 女性消防団員隊結成式・入団式（消防本部、16人）＝写真＝

- 11日 市民と市長の日
東信四市助役・総務部長会議（小諸市）



- 12日 第1回
上田市都市計画審議会
- 15日 平成5

年成人式（市民会館、1,224人）＝写真＝



- 17日 平成5年消防出初め式（一中から市民会館までパレード、市民会館で式典） 姉妹都市出石町消防団歓迎会

- 22日 小井田地区農業集落排水事業起工式（排水処理場予定地）

- 26日 中国残留日本人孤児・水上まり江さんが永住帰国のため表敬訪問＝2ページ＝ 全国市長会（東京）

- 27日 太郎山を語る会（登山回数上位13人） 北陸新幹線下堀地区設計協議確認書調印式・用地幅杭打ち式＝2ページ＝
- 28日 野竹生活改善センター竣工式

市民と市長の日

3月3日(水)

午前9時～正午

市長室
(市役所3階)

お気軽に
どうぞ



地球にやさしい商品、ご覧を！



市役所本庁舎1階と南庁舎玄関の消費者コーナーに、環境に配慮した商品が展示されました。フロンガスを使わないスプレー、リサイクル商品のトレーやガスマット、再生紙のらくがき帳など、生活に身近なものばかりです。



男女・手とり合い
社会の扉を開いて...

二月四日「女性問題講演会」が市役所で行われ、約百六十人が参加しました。講演は大槻勲子さん（国際婦人教育振興会会長）による「今を生きる、明日を創る」。男女平等を、意識の面からとらえた講演に皆、聞き入っていました。



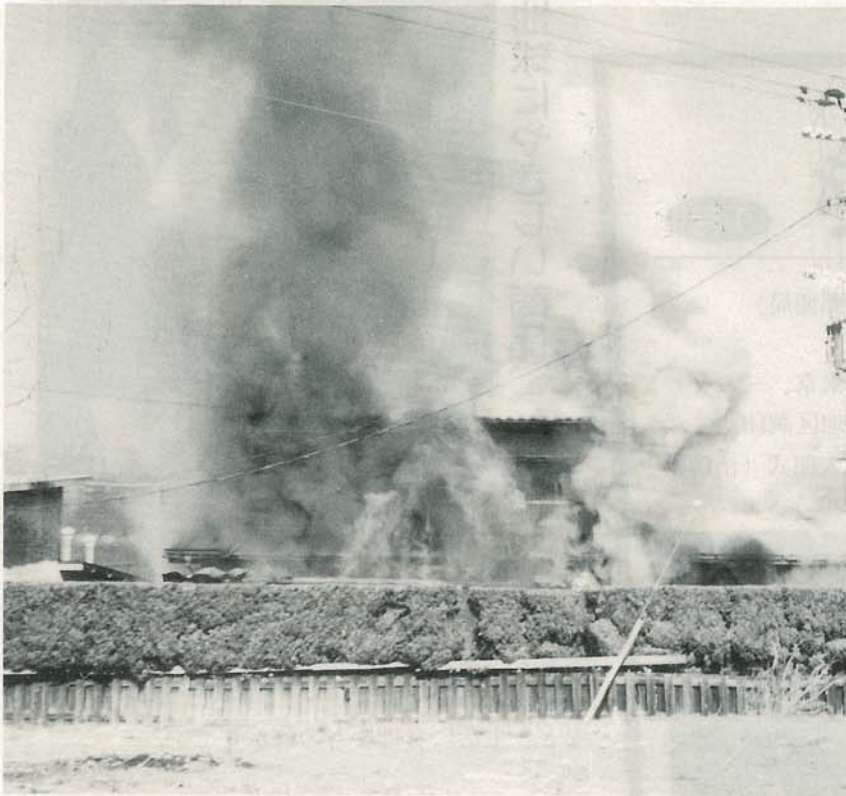
「あなた・わたしの声」への投稿を募集しています。三百字以内（住所、氏名、年齢、職業、電話番号も付記。匿名も可）にまとめて、〒386 市内大手一―一―一六 上田市役所秘書課広報担当（☎224100内線1112）までどうぞ。

した。そのかたは市役所に勤務しているとか……。とてもありがたいご親切、心からお礼を申し上げます。
大長芳枝さん（49歳・北常田）

3月1日(月)～7日(日)は“春の火災予防運動”

お出かけ前、おやすみ前に

火の元の点検を！



火災が起こってからでは手遅れ。ふだんからの予防を心掛けて

火災は冬と春に多く発生し、火災全体の約六十割を占めています。この季節は、気温と湿度が低く、暖房器具を使うなど、火を扱う機会が多くなり、火災も発生しやすくなります。

今年も三月一日(月)から同七日(日)まで「春の火災予防運動」の期間です。今回は林野火災・車両火災などの予防運動も重点的に行います。

もう一度、お出かけ前、おやすみ前に火の元の点検をしましょう。

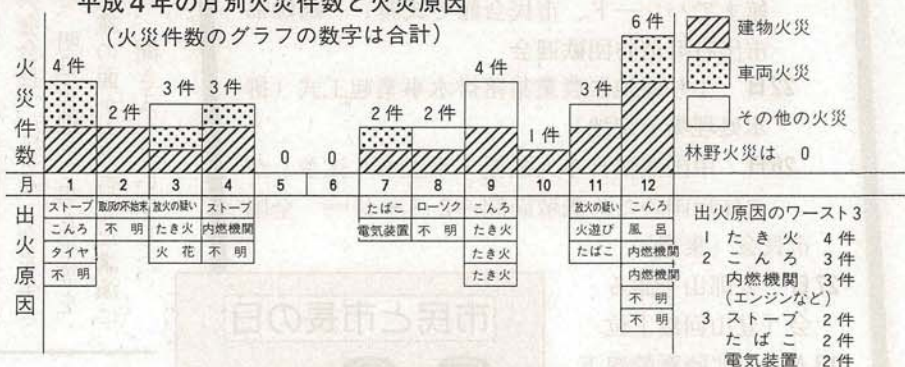
「点検を重ねて築く『火災ゼロ』」火を取り扱っているときには、その場を離れないことが大切なことです。

■ 問い合わせ 消防本部 (☎0119)

平成4年の上田市の火災

- 件数30件 (前年比1件増)
(建物火災 18件 (前年比7件減)
車両火災 7件 (" 4件増)
その他 (" 4件増)
- 損害額 4,300万円
(建物火災 3,570万円
車両火災 642万円
建物火災1件当たり 198万円
1世帯当たり 1,081円)

平成4年の月別火災件数と火災原因 (火災件数のグラフの数字は合計)



地震が起こったら...

- 1 まず、わが身の安全を図ろう
● 頭部の保護を
- 2 素早く火の始末を
● 慌てず、騒がず、冷静に



火の用心 7つのポイント

1. 寝たばこや、たばこの投げ捨てはやめよう。
2. 子どもには、マッチやライターで遊ばせないで。
3. 風の強いときには、たき火は絶対にやめよう。
4. 天ぷらを揚げるときは、その場を離れないで。
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かないように。
6. ふろの空だきをしないように。
7. ストーブには、燃えやすいものを近づけないで。

火災が起こったら...

火災発生！
そのとき……



早く知らせる

「火事だーッ」と大声で叫ぶ！



早く消す↓

勇気をもって
初期消火を！

早く逃げる

避難は早めに！



火災が発生したときのポイント

- ▷「小さい火」だと思って、1人や家族で消そうとしないこと。
- ▷近くの人に119番通報で、火事を知らせてもらいましょう。
- ▷消火は、出火から3分以内が勝負です。
- ▷消火は、手近にある座布団で火をたたいたり、毛布で火を覆う方法もあり

- ります。また、燃えているカーテンを引きちぎって、引火させないようにするなどの方法もあります。
- ▷天井に火が移ったら、一刻も早く避難をしましょう。
- ▷避難するときには、燃えている部屋の窓やドアを閉めてから避難するようにしましょう。

消火器の使い方



消火器の正しい構え方

- ▷風上に回り風上から消す。
- ▷炎には、まともに正対しないように。
- ▷やや腰を落として、なるべく低い姿勢で、熱や煙を避けるように構える。
- ▷燃え上がる炎や煙にまどわされずに、燃えているものにノズルに向け、火の根元を掃くように左右に振る。

年に一回は 消火器の点検を

安全栓は？



検定合格証に
通し番号がつ
いているか？



マークの色は？

女性消防団員隊

すてきな“愛称”
つけてください



- 上田市消防団では、このほど発足した女性消防団員隊の愛称を募集します。
- 女性消防団員としての当面の活動範囲は次のとおりです。
- (1) 火災予防の広報やチラシの街頭配布
 - (2) 社会福祉施設などや独り暮らしのお年寄り宅への防火訪問
 - (3) 幼年消防クラブや婦人防火クラブなどへの防火指導
 - (4) 消防無線の従事など

- ▽内容 女性団員のグループ
- をイメージさせるもの(例えば、○○サンフラワーズ、○○ファイヤーレディーズなど)
- ▽応募方法 はがきに住所、氏名、電話番号を書いて、「〒386 上田市大手二一七一六 上田市消防団事務局」までどうぞ。(一人何点でも可)▽締め切り 二月二十八日(日)▽その他 採用させていただいた人には記念品を贈呈します。▽問い合わせ 消防団事務局(☎260119)

適応火災色マーク	火災の種類
普通火災用 (白色)	普通火災(A火災) ●木材、紙、繊維
油火災用 (黄色)	油火災(B火災) ●石油類その他の油類
電気火災用 (青色)	電気火災(C火災) ●電気設備など

お年寄りの

健康な毎日は 老人保健で

～高齢者福祉課(内線1624)～

病院の受付では、保険証と医療
受給者証を提示してください

こんなときは
必ず手続きを

転出するときは、受給者証はお返
してください。転出後は、上田市で交
付した受給者証は使用できません。
転出先の市町村で新しく交付しても
らってください。

再度、上田市へ転入する予定でも、
転出時には必ずお返しください。転
入時に新しい受給者証をお渡ししま
す。

新しい健康保険に加入したとき
や、保険証の記号・番号が変わ
ったときは、変更の手続きをし
てください。

老人保健で、明るく健康な生活を



※新しい保険証と印鑑を持参して手
続きをしてください。

老人保健で医療が
受けられるのは?

上田市に住所がある人で、
(1)七十歳に達した月の翌月から(誕
生日が一日の場合はその月から)
(2)六十五歳以上七十歳未満で、一定
の障害があり、市長の認定を受けた
人。(認定を受けた月の翌月から。認
定日が一日の場合はその月から)

お医者さんに
かかるときは?

医療受給者証(健康手帳)と保険
証が必要です。

一部負担金が
変わりました

老人保健法が改正され、この四月
から、本人が医療機関の窓口で支払
う金額が、次のように改定されまし
た。(平成五年四月から平成七年三月
まで)

■通院：一か月千円

■入院：一日七百円

ただし、入院に限り、低所得者と
特定疾病のかたは、一部負担金が減
額されます。

※低所得者とは：老齢福祉年金の受
給者で、かつ生計維持者が市民税非
課税の人(一日三百円で二か月限度)
※特定疾病とは：人工透析と血友病
(一か月一万円限度)

該当するかたは、高齢者福祉課の
窓口で申請してください。

医療費の請求は
どのようにするの?

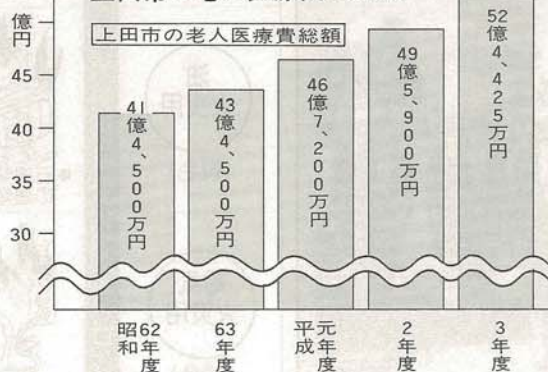
老人保健で医療を受ける場合、医
療機関で一部負担金を支払います。
しかし、次のような場合は、一時、
本人が立て替え払いをして、あとで
申請すれば、払い戻しが受けられま
す。

①やむを得ない理由で保険証、受給
者証を持たずに診療を受けたとき。
②あんま、鍼、灸、マッサージの施

術を保険医の同意があって受けたと
き。
③保険医の指示によって補装具を作
ったとき
④「基準看護」を行っていない病院
で、医師の指示で付き添い看護が必
要になったとき。(事前に市長の承認
が必要です)
⑤病人の入院、転院などで移送が必
要になったとき
⑦輸血のため、生血が必要になった
とき

申請するときは、あらかじめ高齢
者福祉課(市役所本庁舎一階)へご
連絡してください。

上田市の老人医療費の推移



国保Q&A

国保年金課(内線1367)

みんなの健康 支える保険税

Q 国保(国民健康保険)とは、どのような制度なのですか?

A 国保の加入者が、お互いに助け合いの精神でお金を出し合い、医療機関にかかったときの費用(医療費)に充てようという医療保険です。

Q 国保には、どのような人が加入するのですか?

A 他の医療保険(健康保険、共済組合など)に加入していない人が対象です。(例えば、自営業の人、会社を退職した人、アルバイトやパート勤務の人など)これに当てはまる人は、本人の意思にかかわらず必ず国保に加入しなければなりません(強制加入)ので、市役所で加入手続きをしてください。

Q 国保税(国民健康保険税)とは、どのような税金なのですか?

A 上田市が負担する医療費の必要額を確保するため、国保の加入世帯に国保税を課税しています。

課税内容は、①所得割額(前年分の所得額が対象)②資産割額(その年度の固定資産税額が対象)③均等割額(加入者1人当たり10,500円)④平等割額(加入1世帯当たり11,000円)の4項目です。これらを合計したものが国保税額になりますが、毎年7月から翌年3月までの9回に分けて納めていただいています。なお、平成4年度の最高限度



ご相談は国保年金課の窓口へどうぞ

額は、年額46万円です。

Q 国保の加入や脱退の手続きは、だれがするのですか?

A 本人かその家族が必ず市役所へ届け出なければなりません(14日以内)。勤務先の会社などでは、国保の手続きをいっさいしませんので、例えば、退職して健康保険の適用がなくなった場合は、国保加入の手続きが必要です。また、就職して健康保険の適用になった場合は、国保の脱退手続きが必要になります。

法律上は、世帯主に届出義務がありますが、事情のわかる家族でも手続きができます。

Q 国保税を滞納すると、どうなりますか。また滞納したまま市外へ転出した場合は?

A 国保税は、医療費支払いのために必要な額を課税していますので、滞納は許されません。滞納すると制度上、医療費を全額自己負担していただいたり、高額療養費、助産費、人間ドック補助金などの支給額は滞納税額に充てますので、支給されません。そして滞納税額のほか、督促手数料と延滞金に加わり、また滞納処分のため、勤務先への給与調査、取引先(得意先)への取引調査、金融機関への資産調査などを行いますので、社会的地位や信用を失う場合があります。

次に、市外へ転出しても滞納税額は減少せず、逆に延滞金が毎日加算されますので、上記と同様の滞納処分を行います。

成人病予防に
人間ドックを
補助金を支給します

市内でも人間ドックが受診できます

▷対象 35歳以上の市民で国保加入者、または、国保加入者以外でも助成制度がない人や、下記の補助額より低額の人 ▷補助額 ①1泊2日ドック=15,000円②半日ドック=

7,500円 ▷申請に必要なもの ①検査費用領収書②保険証③印鑑④口座番号のわかるもの ▷問い合わせ 国保年金課(内線1367)、保健予防課(内線1373)

地域づくりが原点 関係市町村で連携

「地方拠点都市法」と上小地域②

今回は、制度の概要と地方拠点都市法や
基本方針から考えてみます。

「地方拠点都市」とは

法では制定の目的として、二つを上げています。

(1)地域の創意工夫を生かし、広域的に都市機能増進と居住環境向上によって、拠点都市地域の一体的な整備促進を図る。

(2)事務所、オフィスなど産業業務施設を過度に集積している地域から地方拠点都市地域へ移転促進を図る。

この二つを実現することにより、地方の自立的成長と国土の均衡ある発展を目指すというわけですね。

では、地方拠点都市とはどういう都市を構想しているのでしょうか。

それは、魅力ある就業機会、都市的なにぎわいや活気に満ちた多様な都市機能——具体的に中心市街地等において、商業・業務、医療・福祉、教育・文化に関する機能などが充実・集積していること。そして、多

様な人々と各種情報が集まり、異業種の交流する新しい産業・文化の創造の場であること、同時に生活の豊かさを実感できるような良質の住宅と道路や下水道など高水準の公共サービスが提供されていること。このような、ゆとりと潤いのある居住環境が確保され、新しい生活空間の創造を可能にする地域である、と定義されています。

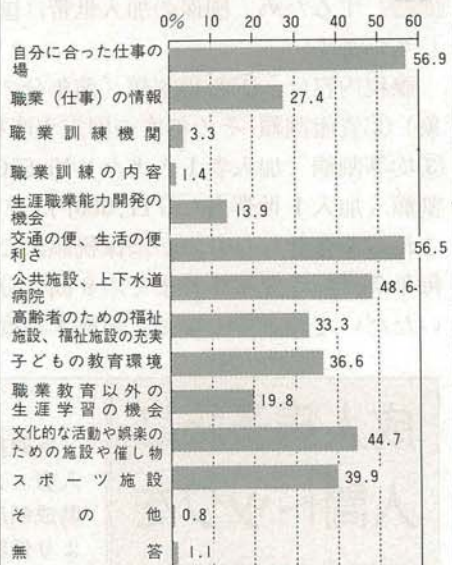
下図は、東京で働く地方志向者が地方に望む環境整備をまとめたものです。これによると、若者にとって職業、利便性、公共施設、文化施設などの面での整備を地方に求めていることから、「職・住・遊・学」が若者の定住化を促す大事な条件となっていることがわかります。

都市機能の集積めざす

次に、どんな地域を地方拠点都市地域として考えているのでしょうか。

①地域社会の中心となる地方都

東京にある本社に勤務する
地方志向者が地方に望む環境整備



「東京集中と勤労者生活」(昭和63年労働省による調査)から

市およびその周辺の市町村からなる地域

②自然的、経済的、社会的条件からみて一体的整備を行うことが相当と思われる地域

③その地域の整備を図ることが地方発展の拠点を形成する意義を有すると認められる地域など、が対象地域の要件とされている。

実際には、拠点都市のイメージは高速交通網が整備・計画されていること、都市的機能の集積を目指した再開発や良質な住宅地造成等のための区画整理事業など、面的な整備を目的とした諸事業が展開あるいは展開されようとしている地域が描かれているといわれています。

ふさわしい「上小地域」

一方、上小地域は、今まさに高速道上信越自動車道と北陸新

指定を受ける手順は

幹線を二本柱として高速交通網の整備が行われつつあり、これを受け東部・上田の両インターや上田駅周辺の再開発、整備が計画されていることや各所で工業団地、流通団地、区画整理事業など面的な整備の計画があること。

さらには地域振興として浅間テクノポリスや千曲川高原リゾート地域の指定を受けた開発計画があることなど、今回の地方拠点都市の適格性をしゅうぶん備えている地域と思われます。

地方拠点都市法の大きな特徴として、(1)国の六省庁(建設省、国土庁、農林水産省、通商産業省、郵政省、自治省)が連携した法律であること以外に、(2)これまでの地域振興立法の地域指定は、国が行ったのに対し、今

快適で住み良い美しいまちづくりをめざす「クリーンシティ上田」事業。市では、この事業がさらに展開するよう自治会、商工会などの各種団体の皆さんが、自分たちの企画により自分たちの手で行う緑化推進事業、きれいなまちづくり事業などに對して、今年も次により助成を行う予定です。

クリーンシティ上田



緑化の推進・きれいなまちづくり事業に助成

助成を希望する団体は、企画課までどうぞ。これは、ふるさと創生一億円事業に、市からの財源を加えて設置している「クリーンシティ上田」基金を活用して実施するものです。

▽補助対象事業 ①緑化推進（緑化木、花の植栽、プランター設置）②きれいなまちづくり（ごみステーション・ごみ箱、空き缶入れなどの設置）③景観によるまちづくり（プロンズ像・案内板などの設置）▽補助対象経費 上記事業に必要な経費（ただし、事務的経費、用地取得費、維持管理経費、備品、補修費などは除く）▽補助率 3分の2以内（限度額五十万円）▽問い合わせ 三月二十二日（月）までに企画課（内線1222）へ



上田インター（仮称）完成予想図

①この地域指定は都道府県知事が行うことがあげられます。
②指定への手順の概要は、①主務六大臣が基本方針を策定する
③この方針に沿って、都道府県知事は地域の整備案を関係市町村や主務大臣と協議する
④協議が整った段階で都道府県

整備計画はどのようなものか

さて、指定を受けると整備のための基本計画策定が必要となりますが、基本計画については、①整備の方針②拠点地区の区域③公共施設の設置計画④住宅環境の整備計画⑤人材育成、地域間交流・教養文化活動などに関する事項がその内容です。

この中で②の「拠点地区」とは地域内で都市的機能を重点的に整備する地区として、おおむね数（ハ）から百（ヘ）の接続した地域で拠点都市地域内で数か所設けること。また、産業業務施設の受け皿として「業務拠点地区」（おおむね五（ニ）百（ヘ）程度の規模で拠点都市地域で原則的には一か所）を設けることができる。

国・県の支援策は何か

今回の法律は、指定を受けるとおおむね十年間に国や県を通じ、公共事業の重点実施が期待されるわけですが、このほかに地方拠点都市法の支援策として打ち出されている事項は次のとおりです。

①地方行財政上の特例（地方自治法、地方債などの特例）、
②都市計画法の特例（土地区画整理事業の特例など）、
③公園、機構の業務の特例（地域振興整備公団の業務特例など）、
④税制上の特例（産業業務施設の買換特例など）、
などがうたわれているほか、同時に公共施設の整備や住宅、住宅地の供給促進など国または地方公共団体の努力義務も求められています。

※①「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」
※② 同法の規定に基づき、六省庁の告示として公表された基本方針

●問い合わせ 企画課（内線1221）

（次回は三月一六日号）



保育料は 便利な 口座振替で!

平成5年4月から、
上田市の保育料を口座
振替で納めていただい

けるようになりました。

この方法は、指定の預金口座から毎月末日、自
動的に保育料が引き落とされ、たいへん便利です。
ぜひ、ご利用ください。▷問い合わせ 児童保育
課 (内線1632) または各保育園



▽応募資格 ①食料品関係の
販売業を営んでいないか、これ

「計量モニター」 あなたもいかが!

▽とき 三月五日(金)・入札時
間は午前十時から十時十分まで
(説明は午前九時四十五分より)
▽ところ 市役所南庁舎五階
第三・四会議室 ▽方法 競争
入札 ▽台数 当日決定 ▽入
札参加者 本人(印鑑をお持ち
ください)。代理人の場合は、必
ず本人自筆の委任状と代理人の
印鑑をお持ちください。▽問い
合わせ 収税課(内線1301
1303)

「滞納処分」による 電話加入権の公売

に携わっていない人②昼間の会
議に出席できる人(年三回)
▽職務内容 指定する期間内に
購入した商品の目方を計って日
誌に記入し報告していただきま
す。また計量記念日に商品の量
目調査を行います。 ▽募集人
員 十二人 ▽応募方法 はが
きに「住所、氏名(ふりがな)、
年齢、家族構成、電話番号」を
記入し、「〒386上田市大手一―
一―一六 上田市役所商工課」
まで ▽問い合わせ 商工課(内
線1406)

市消費生活講座に お出かけください

製品や食品の安全性について
の講演会です。受講料無料。
▽とき 三月六日(土)午後二時



3月1日▶22日

固定資産課税台帳 が 縦覧できます

▷とき 3月1日(月)から3月22日
(月)まで(第2土曜日・日曜日・祭日
を除く毎日)。時間は午前8時30分
から午後5時15分まで(土曜日は午
後零時30分まで) ▽ところ 市役
所本庁舎1階・資産税課 ▽縦覧に
供する台帳 土地課税台帳・家屋課
税台帳・償却資産課税台帳 ▽持ち
物 本人縦覧…印鑑(同居の親族・
納税管理人も同じ)、代理人縦覧…代
理人選任届または委任状および代理
人の印鑑(法人は社印および縦覧者
の印鑑) ▽審査の申し出 平成4
年中に土地の地目変更・家屋の滅失
または新增築などにより、課税台帳
に登録された新たな評価額などの事
項について、不服がある場合は3月
1日(月)から4月1日(木)までに文書で
固定資産評価審査委員会に審査の申
し出をすることができます。▷問
い合わせ 資産税課(内線1292・12
93)

「水」の写真展の 作品を募集します

上田市水道創設七十周年を記
念して、次により写真展を予定
しています。数多くの応募をお
願いします。

▽テーマ 「水と生活」「水
のある風景」(水の大切さ、豊
かさ、感動などをアピールする
もの) ▽締切 平成五年十月
末日 ▽その他 詳しくは五月
発行の「広報」に掲載する予定
です。 ▽問い合わせ 水道局
(内線1852)

「脱スパイク」は まず、わたしから

■冬道は安全運転で

発進時はゆっくり慎重に。
走行中は加・減速をゆるや
かに。ブレーキは「強く踏
めば効く」という思い込み
は訂正しましょう。

■家の周りの雪かき・清掃

二月は寒さが厳しいので、
日当たりの悪い道路では積
もった雪が溶けきらず、氷
の塊となります。雪が氷に
なる前に雪かきを。

■雪の日はバス・電車で

雪の降った日は、至る所
に危険が…。交通渋滞を防
ぐためにも公共交通機関を

3月の相談

相談名	日時	会場など
法律相談 (予約制)	3月12日(金) 13:30~15:30	市役所 生活環境課 (内線1389)
	3月26日(金) 13:30~15:30	
人権・悩みごと相談	3月4日(木) 13:00~16:00	生活環境課 (南庁舎3階)
土地建物相談	3月11日(木) 13:00~16:00	
農地問題相談	3月1日(月) 8:30~17:00	
行政相談	3月8日(月) 10:00~15:00	西武デパート
心配ごと相談	毎週火曜日 10:00~15:00	社会福祉協議会 ☎ 27 2025
法律相談	3月20日(土) 10:00~正午	
法律相談 (予約制)	3月17日(木) 13:30~15:00	上田商工会議所 ☎ 22 4500
保険年金相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
市民相談 消費生活相談	毎週月~土曜日(午前) 9:00~16:00	市役所 生活環境課 (南庁舎3階)
児童相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
母子相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
子育て相談	毎週月~土曜日 8:30~19:30 (土曜日は12:30)	東部保育園 保育センター ☎ 26 3096

今月の納税

固定資産税 4期
(都市計画税)
国民健康保険税 8期
納期限は3月1日です

自主納付のつな、口座振替が便利です！

熟年のための介護 教室にご参加を！

いざというときの心構えとして、
あなたも受講してみませんか。
(無料)

▽とき 三月四日(木)午前10時
三十分から正午まで ▽ところ
高齢者福祉センター ▽内容
元須坂市保健婦・大峽美代志
さんによる講演で「介護する側、
受ける側」 ▽問い合わせ 高
齢者福祉センター(☎ 22 4111)

「ぼけ」についての 相談会開催します

お気軽にご相談ください。

▽とき 三月一日(月)午後一時三
十分から三時まで ▽ところ
高齢者福祉センター ▽相談担
当者 国立小諸療養所・堀内静
子さん ▽その他 予約を高齢
者福祉センター(☎ 22 4119)
までどうぞ。

5年度

広報モニター やってみませんか！

市では、「広報うえだ」が
市民の皆さんに、より親しま
れ、より読まれるものにして
いくため、次により平成五年
度の広報モニターを募集しま
す。

モニターの皆さんには、広
報に対する意見や提案などを
お寄せいただき、市民参加の
紙面作りの一端を担っていた
だきます。奮ってどうぞ。

▽応募方法 二十歳以上の
市内在住者(公務員除く)
▽募集人員 一般公募十人程

内線1112へ。

換気を 忘れないで



ガス機器の使用中は、必ず換
気せんを回すか、窓を開けて
「お部屋の深呼吸」に心がけて



粉じんのない街へ

できるだけ利用しましょう。
※生活環境課(内線138
9)では、スパイクタイヤ
のピン抜き機をお貸しして
います。ご利用ください。

健康

ちばん
い

● 関野愛里ちゃん

(1歳4か月・千曲町)

「いつもじっとしていま
せん。積み木が好きです」
と母のさつきさん



保健ガイド

保健予防課 (内線 1374)

● 3月の乳幼児健康診査

▷受付時間 いずれも午後1時～2時 ▷持ち物
母子健康手帳、バスタオル(4・10か月児)、歯ブラシ
(1歳6か月児)。1歳6か月児は、赤ちゃん手帳の中
にある健康診査票に記入してお持ちください。3歳児
の健康診査票は、様式が変わりました。また、視聴覚
検査のアンケートも加わりましたので用紙をお送りし
ます。ご記入のうえ健康診査にお出かけください。

保健センター(市役所南庁舎2階)

健 診	実 施 日	生 年 月 日
4 か 月	3月2日	4. 10. 16～10. 31
	3月17日	4. 11. 1～11. 15
10 か 月	3月5日	4. 4. 16～4. 30
	3月23日	4. 5. 1～5. 15
1歳6か月	3月10日	3. 8. 16～8. 31
	3月24日	3. 9. 1～9. 15
3 歳	3月3日	2. 2. 1～2. 15
	3月19日	2. 2. 16～2. 28

塩田母子健康センター(塩田地区)

4 か 月	3月9日	4. 10. 16～11. 15
10 か 月		4. 4. 16～5. 15
1歳6か月	3月16日	3. 7. 16～9. 15

川西社会福祉センター(川西地区)

4 か 月	3月4日	4. 10. 16～11. 15
10 か 月		4. 4. 16～5. 15
1歳6か月		3. 8. 16～9. 15

成人病(各種がんと循環器疾患)検診の申込

各種検診の申込書(受診状況調)を2月上旬に全戸
配布しましたが、すでに申し込みはお済みですか。こ
の申込書により、各検診の受診状況についても調査を
行いますので、申し込まない人も必ず提出してくださ
い。なお、今年から肺がん検診もこの申込書で受け付
けます。

▷提出方法 申込書を提出用封筒に入れ、2月20日
(土)までに自治会長さんへ提出してください。

平成5年4月から市役所は

土曜日が
休みになります

国の行政機関は、平成4年5月から、また県でも
同年8月からすべての土曜日を閉庁しています。

市も国および県にならい、平成5年4月からすべ
ての土曜日を閉庁することになりました。

閉庁にあたっては、平日の昼休みの窓口業務およ
び緊急時における業務体制の整備など、行政サービ
スが低下しないよう努めますので、ご理解とご協力
をお願いします。

◆保育園、図書館などは今までどおりです。

市役所や支所などは、土曜閉庁になりますが、業
務や施設の性質から、保育園や図書館などの施設は
今までどおり土曜日でも業務を行います。

◆死亡届などは当直で受け付けます。

死亡届、出生届、婚姻届などの受付は、日曜日や
祝日と同様に市役所の当直で行います。

※詳しくは、利用される施設または市役所総務課(☎
224100)へお問い合わせください。

■4月から毎土曜日が休みとなる施設

市役所本庁舎 南庁舎 西庁舎 水道局 豊穀支所 塩田支所 川西支所
塩田地区有線放送所 点字図書館 下水浄化センター 第一・第二学校
給食センター

■今までどおり第2土曜日が休みの施設

教 育 施 設 小学校 中学校

■今までどおり土曜日も開館する施設

福 祉 施 設	福祉事業センター 相染閣 報恩寮 高齢者福祉セン ター デイ・サービスセンター 川西社会福祉セン ター 乳児院 母子寮 児童館 児童センター 塩田母 子健康センター 保育園 産院 解放会館
文 化 施 設	市民会館 勤労者福祉センター 働く婦人の家 勤労 青少年ホーム 共同福祉施設 公園管理事務所 転作 促進研修センター 農村環境改善センター 勤労青年 学校 公民館 文化会館 図書館 博物館 信濃国分 寺資料館 信濃国分寺跡史跡公園管理事務所 山本鼎 記念館 市民体育館等各体育施設
体 育 施 設	
その他の施設	清掃事務所 浄水管理センター
一部事務組合	大星斎場 クリーンセンター 伝染病舎 清浄園 消防署

電話番号変更

2月19日金の午後1時より次の消防署の電話番号が変わります。
南部消防署・新☎0119/東北分署・新☎0119/川西分署・新☎0119